

# 第7回農業委員会総会議事録

平成24年7月6日(金)

射水市役所布目庁舎 301 号室

射水市農業委員会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 報告(報告第25号から第29号)  
日程第4 議事(議案第27号から第31号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 舟木 康眞

委員の定数 24名  
委員の現在数 24名

出 席 委 員 ( 2 4 人 )

1 番	石庭 文男	2 番	山崎 良吉
3 番	熊西 忠治	4 番	土合 正夫
5 番	中井 敏男	6 番	山下 隆之
7 番	横山 實	8 番	石井 寿男
9 番	前花 敏子	10 番	山崎 秋夫
11 番	永森 薫	12 番	三島 博
13 番	大松 治雄	14 番	舟木 康眞
15 番	杉森 雅弘	16 番	山本 久雄
17 番	水元 睦雄	18 番	前田 進
19 番	向井 隆一	20 番	山谷 孝芳
21 番	田中 智浩	22 番	佐伯 洋作
23 番	橋爪 秀夫	24 番	永野 邦夫

欠 席 委 員

なし

## 議事日程

### 第1 議事録署名人の指名

#### 第2

報告第25号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について  
報告第26号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出の受理について  
報告第27号 農地法第4条第1項第7項の規定による届出の受理について  
報告第28号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について  
報告第29号 農地法第18条第6項の規定による通知等について

議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第29号 農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について  
議案第30号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第31号 下限面積の設定について

#### 事務のために出席した事務局職員

##### 射水市農業委員会事務局

事務局長 谷川 晃司 庶務係長 安元 啓二  
主 任 坂木 茂利

##### 射水市農林水産課

農政係長 鎧塚 英樹 主 任 青木 克憲  
主 事 宝里 讓

#### 会議の概要

開会時刻 午後2時00分

#### 議長(舟木会長)

それでは、これより第7回の射水市農業委員会総会を開会いたします。  
本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。

それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

#### 議事録署名委員の指名

#### 議長(舟木会長)

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長において「16番 山本委員」「17番 水元委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第1を終わります。

## 会 期 の 決 定

議長（舟木会長）

それでは、日程第2の会期の決定について諮ります。  
本定例会の会期は、本日一日とすることに異議ありませんか。  
（「異議なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日一日とすることに決定します。  
以上で日程第2を終わります。

## 報 告

議長（舟木会長）

次に、日程第3 報告事項に入ります。

（報告第25号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第25号農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理についてを議題とします。  
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。  
（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。  
案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

（報告第26号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第26号農地法 第3条第1項第13号の規定による届出の受理についてを議題とします。  
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。  
案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

（報告第27号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第27号農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理  
についてを議題とします。  
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。  
案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

（報告第28号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第28号農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理  
についてを議題とします。  
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。  
案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了承をお願いします。

（報告第29号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第29号農地法第18条第6項の規定による通知等について  
を議題とします。  
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。  
各案件について、農地法第18条第6項の通知がありましたので、  
ご了承をお願いします。

以上で日程第3を終わります。

議長（舟木会長）

次に日程第4 本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。  
各位には、慎重審議のうえ、適正な議決をお願いします。

（議案第27号説明・表決）

議長（舟木会長）

それでは、まず議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請に  
ついてを議題としてお諮りします。  
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

それでは、議案書6ページをご覧ください。  
今回は6件ございます。

【議案第27号を議案書をもとに朗読】

今回申請のあった案件のうち、番号1番と5番、6番は譲受人の規模拡大を目的とする所有権移転です。

また、2番、3番、4番は、譲渡人の離農を目的とした所有権移転でございます。

これらの案件は農地法第3条第2項には該当しないことから許可要件を満たすものと考えます。

議長(舟木会長)

事務局の説明が終わりました。

これより本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

質疑ありませんか。

3番 熊西委員

5番の件って、もともと譲受人の さんが所有されていたものではなかったかなあと記憶してるんだけど。

事務局(安元)

それについては、確認しておりません。

3番 熊西委員

ちょっと記憶があったもので、確認までは必要ないから。

議長(舟木会長)

そのほかに質問等はありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

別段ないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

それでは、本議案を直ちに採決いたします。

議案第27号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

全員挙手です。よって、議案第27号農地法第3条の規定による許可申請については、許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

( 議案第 2 8 号説明・表決 )

議長 ( 舟木会長 )

次に、議案第 2 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題としてお諮りします。

なお、議案第 2 8 号につきましては、20 番の山谷委員が譲渡人となっている事案が含まれておりますので、農業委員会法第 2 4 条の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議開始から終了まで退席をお願いします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案書 7 ページの議案第 2 8 号をご覧ください。

今月の農地法第 5 条の許可申請は 3 件でございます。

議案書に基づきご説明いたします。

【議案第 2 8 号を議案書をもとに朗読】

受付番号 1 番と 2 番はいずれも神社の参拝者用駐車場敷地とするための転用申請です。

3 番は営農組合の農機具格納庫敷地とするための転用申請です。

議長 ( 舟木会長 )

事務局の説明が終わりました。

これより順に地域の委員の意見を求めます。

1 番と 2 番について、山本委員より説明をお願いします。

山本委員

1 番と 2 番について、説明します。

申請者は 神社の代表役員です。

現在、神社では参拝者用の駐車場として、約 1 1 台分の駐車場を確保しております。

例年、春と秋の例大祭や新春の初詣など、年間を通して県内外から数万人の参拝者が訪れることから、近くの旧 小学校跡地などを借上げ、臨時の駐車場としておりますが、それだけでは足りないため、周辺の市道脇に一時駐車せざるを得ず、付近住民に迷惑をかけている状況であります。

このため、新たな駐車場を確保しようと神社の近くで適地を探していたところ、境内の西側に位置する農地を譲っていただくことで先頃、ようやく話がまとまったことから、今回の申請に至ったものです。

さらに、今回の申請にあたり神社東側に位置する既存駐車場の公図や登記簿を確認したところ、そこが農地のままであることが判明したことから、今回、新規転用分と無断転用状態となっている既存分を合わせて申請されたものです。

今回の転用により、周辺農地への影響はないものと思われ、地元自治会や生産組合、土地改良区の同意も得られております。以上です。

議長（舟木会長）

ひきつづき3番について、永森委員より説明をお願いします。

永森委員

3番について、説明します。

申請者は 地区を受益とする営農組合の代表者です。

組合の耕作面積は約 へクタール、構成農家は 件で、主に水稻や園芸作物の作付けを行っております。

ところが、組合には格納施設等がなく、組合で所有する農業機械類や資材等を組合員宅の納屋やビニールハウスに置かせて貰っている状況です。

このままでは、作業効率が悪い上に、組合員にも迷惑をかけ続けることになることから、組合内で話し合った結果、農協の水稻育苗施設に隣接する、組合員所有の農地を転用し、そこに農機具格納庫を建てることになりました。

今回の転用により、周辺農地への影響はないと思われ、地元自治会並びに生産組合、土地改良区の同意も得られております。

議長（舟木会長）

以上、地域の委員の意見を述べていただきました。

それでは、本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案第28号の1番から3番までの検討事項について説明をさせていただきます。

議案第28号の1番について

農地の区分は、第1種農地と判断します。

1種農地での転用は原則として不許可であります。申請地は集落に接続しており、駐車場の必要性、さらには面積についても計画上、妥当であると考えます。

さらに、申請地は農振農用地であります。除外の手続きも平行して行われていることから、転用はやむを得ないと判断します。

2番について

農地区分は1種農地と判断します。

1種農地での転用は原則として不許可であります。目的が1番の案件同様、駐車場敷地で集落接続要件も満たしており、計画面積も問題ないと考えます。

ただ、先ほどの地元委員の説明にもありましたとおり、ここは長らく無断転用状態となっておりましたので、これを是正するために始末書を添えて申請をされております。

3番について

農地区分は、第1種及び甲種農地と判断します。

1種及び甲種農地での転用は原則として不許可であります。転用の目的が農業用施設であること、さらに計画面積についても問題はないものと考えます

さらに、申請地は農振農用地でありまして、今回の転用申請と平行して、現在、農振農用地からの除外手続中です。

以上です。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起る）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第28号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてはこれを許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第28号については、許可相当と認め、富山県知事へ送付することとします。

質疑が終了しましたので、山谷委員に着席をいただくよう事務局より伝えてください。

議長（舟木会長）

次に、議案第29号 農地法の許可に対する事業計画変更承認申請についてを議題とします。

本議案に関する説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書8ページ 議案第29号をご覧ください。

今回の承認申請は1件でございます。

議案書に基づきご説明いたします。

【議案第29号を議案書をもとに朗読】

今回の申請は、北陸新幹線射水条川橋りょう他工事に伴う、工事用道路、作業ヤード及び資材置場として、平成24年7月31日までの期間で現在、一時転用許可されている農地について、工事の遅れ等から当初の計画期間内での完了が困難となったため、一時転用期間を平成24年12月31日まで延長するために申請されたものです。

当初の一時転用申請が平成22年の2月1日からで、延長期間となる3年以内であること。

さらに、目的が公共事業で、延長の理由もやむを得ないと判断されることから、やむを得ないものと考えます。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。

本議案に関する質問等はありませんか。

前田会長職務代理

工事が完了した時点で、県や農業委員会に何か書類を出すことになっているのでしょうか。

事務局(安元)

完了した時点で、事業者が農業委員会経由で県知事あてに完了報告書を出さなければならないことになっています。

前田会長職務代理

それって、総会かなんかで報告されるの。

事務局(安元)

総会での報告案件ではありませんので、報告の予定はありません。

前田会長職務代理

わかりました。

議長（舟木会長）

そのほか、質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

お諮りします。

只今議題となっております、議案第29号につきましては、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、そうすることにご異議ありませんか。

（「なし」の声起きる）

異議なしと認めます。  
よって、本議案を直ちに採決いたします。

議長（舟木会長）

質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。  
お諮りします。

議案第29号農地法の許可に対する事業計画変更承認申請については、これを許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。  
よって、議案第29号については、これを承認することに認めます。

議長（舟木会長）

次に、議案第30号 農業経営基盤強化促進法第18条 第1項の規定による「射水市農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題とします。

それでは、事務局より概要説明を求めます。

事務局（青木）

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は1議案3件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画（案）の内容を説明】

以上、計画申請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長（舟木会長）

事務局より説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起る）

質問なしと認め直ちに採決します。

それでは、議案第30号 射水市農用地利用集積計画の決定について原案のとおり認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

挙手全員であります。

よって、議案第30号の射水市農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定されました。

議長（舟木会長）

次に、議案第31号 下限面積の設定についてを議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案第31号の下限面積の設定についてご説明いたします。

現在、射水市における下限面積は50アールと定めています。

これは、農地法第3条により権利取得をする際、既に耕作をしている農地と新たに耕作しようとする農地とを合わせた面積が50アール以上でないと許可されないというものであって、平成21年12月の農地法改正前は、都道府県単位で一律に下限面積が定められていたものを、改正後はそれぞれの農業委員会で独自に定めることができるようになったことから、この下限面積を見直す必要があるか否かについて、毎年必ず審議しなければならないことになっております。

前は平成23年6月の第31回総会において、審議をいただき「修正の必要なし」と決定をいただいております。

資料に基づき説明

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。

本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

質問なしと認め直ちに採決します。

それでは、議案第31号 下限面積の設定については原案のとおり「修正しない」ことに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

そのほか事務局より報告事項があったらお願いします。

#### 平成24年度 農業経営法人化説明会について

日 時 平成24年7月31日(火)午後1時30分より  
集合場所 高岡市農業センター研修室

#### 富山県農業施策に関する政策提案について

提案内容について承認した。

#### 「人・農地プラン」作成に係るアンケートの実施について

アンケート調査の目的と内容について説明を行なった。(農林水産課/宝里)  
8月に市内全域を対象に生産組合単位にて調査票を配布・回収の予定。

#### 次回開催場所と時刻について

総会開催日 8月6日(月)午後2時から  
射水市役所 布目庁舎301号室

以上をもって本日の第7回総会を閉会します。  
(終了午後3時7分)

総会終了後、午後3時30分より農業委員会研修会「北陸新幹線射水下条川  
橋りょう工事現場の視察」を実施した。(参加した農業委員数/20名)  
(事務局/6名)

議 長 舟 木 康 眞

署名委員 山 本 久 雄

署名委員 水 元 睦 雄

第7回農業委員会総会議事録

縦  
覧  
中

縦覧期間

自 平成二十四年 七月 十一日  
至 平成二十四年 七月 三十一日